

## 労働

6月は「外国人労働者  
問題啓発月間」です

近年、経済社会の国際化の進展に伴い、我が国に入学、在留する外国人は増加傾向にあり、我が国に与える影響は大きくなっています。

このため、政府では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、各種の啓発活動に取り組みんでいます。

一般に外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労に当って適正な雇用・労働条件が確保されていないケースがあります。

平成19年10月1日から施行された改正雇用対策法では、外国人を雇用するすべての事業主に対し、ハローワークへの届出が義務付けられるとともに、外国人労働者の雇用管理の改善等に努めることとされておりま

す。事業主の方々をはじめ、国民の皆様には、外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止について、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ■問合せ

北海道労働局職業安定部職業対策課  
0111(709)2311

(内線3683)

ハローワーク稚内

0162(34)1120

## 事故防止

山菜採りの事故防止に  
ついて

山菜採りのシーズンを迎えました。毎年、山菜採りによる事故が発生していますが、その原因の多くは、つい採ることに夢中になり、方向を見失うケースです。

いったん事故が起きますと、地元の人たちにも多大な迷惑をかけることとなります。

遭難などの事故を未然に防ぐため、無理な行動を控え、一人ひとりが十分に気をつけて、山菜採りを楽しみましょう。

■行き先、帰宅予定時間などを、必ず家族や知人に知らせておきましょう。

■単独で入山することはできるだけ避けましょう。

■事前に目的地の天候を確認しましょう。天候の急変にも対応できるように雨具、防寒具などの準備も忘れずにしましょう。

■道に迷ったときは、むやみに歩き回るのは危険です。体力の消耗を抑えるなど、落ち着いて慎重な行動をとりましょう。また、通信手段（携帯電話、無線機等）や、笛、ラジオ、非常食等を携行するよう心がけましょう。

■自然を大切にすることやゴミの持ち帰りなど、基本的なマナーを守りましょう。

## 強化月間

6月は「不正改造車排除強化月間」です

我が国の自動車保有台数が8千万台に迫り、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となつていきます。

特に、窓ガラスへの着色フィルム の貼付、クリアランスの装着等による灯光色の変更、マフラーの切断・取り外し等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全安心を確実に確保していくため、平成20年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組みこととします。

皆さんもぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

## ■問合せ

北海道運輸局旭川運輸支局整備担当  
0166(51)5363

## 人権

子どもを虐待から守る  
ために

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない(児童虐待の禁止)」と規定されています。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、関係機関などに通告することが義務づけられています。

次のようなことに気づいたら虐待行為として疑われますので、通告することが必要となります。

■近所から叩く音や叫び声が聞こえる。

■不自然な傷が多い子どもがいる。

■衣服や体がいつも極端に汚れている子どもがいる。

■小さな子どもを置いて頻繁に外出している。

■車内に子どもが放置されている。

通告者のプライバシーは法律で保護されていますので、見つけたときは勇気を出して最寄りの児童相談所市町村、福祉事務所(支庁)、民生委員・児童委員、主任児童委員に早めにご連絡ください。

## ■問合せ

旭川児童相談所稚内分室  
0162(32)6171

◀ 第5次浜頓別町まちづくり計画 ▶  
策定プロジェクトチーム専門部会議を開催しました

第5次浜頓別町まちづくり計画策定プロジェクトチームの各専門部会議が次の日程で行われ、基本構想・基本計画素案の策定作業が行われました。今後も引き続き6月中を目途に策定が進められます。

- ▶ 5月 8日(木) 第2回第1専門部会議
- ▶ 9日(金) 第2回第3専門部会議
- ▶ 12日(月) 第2回第2専門部会議
- ▶ 21日(水) 第3回第1専門部会議
- ▶ 22日(木) 第3回第3専門部会議
- ▶ 30日(金) 第3回第2専門部会議



◀ 専門部会議の様子

問合せ 役場総務課企画広報係  
☎ 2-2345 (内線218・220)

納税

忘れていませんか？  
自動車税の納税

■自動車税の納期限は過ぎています  
自動車税は4月1日現在の自動車の所有者に納めていただく道税で、今年は6月2日が納期限となっております。

お忘れの方は至急納税されますようお願いいたします。

納税についてのご相談は、最寄りの支庁納税課(税務課)または道税事務所へお問い合わせください。

道税ホームページにインターネットによる納税相談コーナーを設けて

いるほか、携帯電話からも申込みを受け付けています。

■ホームページアドレス

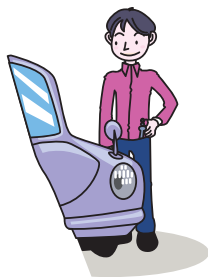
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/

■携帯電話版サイトアドレス

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/d/ts/ttk/kotyo/i/mado/zei/douz.ei.htm

■問合せ

総務部財政局税務課納税推進グループ  
☎ 011(204)5061



年金

国民年金保険料の

納め忘れはありませんか？

問合せ 役場住民課住民係 ☎ 2・2345 (内線114)

国民年金基金に

加入しませんか？

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故等により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納期限までに納めていないと、このような年金を受け取ることができなくなる場合があります。

また、納期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取ることができなくなる場合があります。

保険料は、社会保険庁から送付される納付書で、金融機関・郵便局またはお近くのコンビニエンスストア等で支払ください。

国民年金基金は、国民年金に乗せの年金を給付する公的な制度です。

20歳から60歳までの方で国民年金の保険料を納めている方なら加入できます。掛金は全額が社会保険料控除の対象となり、課税されません。また、将来、年金を受け取る際には、公的年金控除が適用されます。

加入の仕方は、定額の年金を組み合わせて自分で年金額を決める口数制度です。

なお、国民年金基金への加入は任意ですが、本人の都合で任意に脱退や中途解約はできません。

詳しい内容は、国民年金基金のホームページで見ることが出来ます。

◆国民年金基金ホームページアドレス  
http://www.npfa.or.jp/

